

第1章 計画策定について

1 計画策定の趣旨

本計画は、老人福祉法第20条の8第1項及び介護保険法第117条第1項の規定に基づき、第3次計画を改定するものです。

改定にあたっては、本市における介護サービスの浸透や高齢者福祉事業の進捗状況を踏まえ、社会情勢の変化や課題などに対応するとともに、国の示す「介護保険の事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」などに即して、高齢者の生活の実態や将来の見込みなどについて分析し、課題を整理のうえ、地域の実情に適合した第4次計画として策定します。

2 計画策定の背景

①高齢者人口の増加

本市の高齢者人口は年々増加しており、平成12年10月1日現在で36,393人、高齢化率は12.5%であったのに対し、平成20年10月1日現在で56,757人、高齢化率は18.5%となっています。

②介護保険給付費の増加

介護保険の給付費は、平成12年度に44.6億円であったのに対し、平成19年度には107.1億円となり、2.4倍の増加となっています。

③要介護認定者数の増加

要介護等認定者数は、平成12年10月1日現在3,423人であったのに対し、平成20年10月1日現在8,487人となり、2.5倍の増加となっています。



④団塊の世代が高齢期を迎えるにあたっての対応

今後、団塊の世代が仲間入りすることにより、高齢者の増加はますます加速することから、これまでも増して、生きがい活動、とりわけ、社会貢献活動の場が求められるようになっていくと思われます。

⑤介護を必要とする高齢者の増加

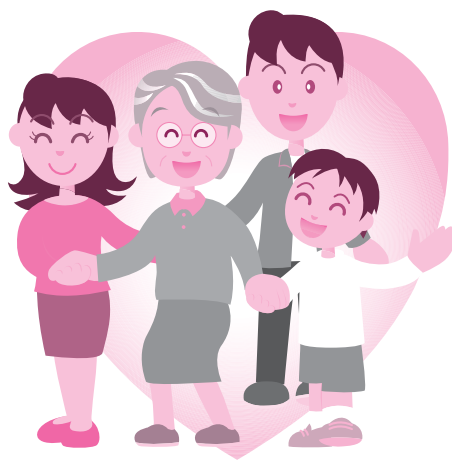
高齢者の増加に伴い、介護を必要とする人が増加し、受け皿となる施設・居住系サービス及び居宅サービスも充実してきたことから、介護給付費が飛躍的に増加しています。こうしたことから、持続可能な介護保険制度とするため、介護予防に一層力を入れていくことが必要となっています。

⑥ひとり暮らし高齢者の増加

高齢化の進展に伴い、核家族化がさらに進行しており、ひとり暮らし高齢者も増加しています。近年、各地では地震や豪雨による災害が相次いで発生していることから、災害時の迅速な安否確認や避難支援がこれまでも増して必要になってきています。このため、地域の見守り活動など地域の実情に応じたきめ細やかな対応が、これまで以上に求められています。

⑦認知症高齢者への対応

高齢者を取り巻く社会状況が変化している中、高齢者が安心して暮らせるよう介護保険の施設・居住系サービスや居宅サービスの充実により、家族介護者の負担は介護保険制度の施行前と比較すれば軽減されてはきましたが、認知症高齢者の介護が依然として厳しい状況にあり、認知症高齢者への対応を充実する必要があります。



3 計画の性格

本計画は、平成27年の高齢者介護のあるべき姿を念頭に置きながら、対象者及び関係者の実態と意向を反映するとともに、地域の実情に応じた特色を明確化し、介護保険法第117条第4項の規定に基づき、「介護保険事業計画」と「老人福祉計画」を一体のものとして、本市の総合計画である「第五次春日井市総合計画」（計画期間：平成20～29年度）に即し、関連計画と調和した計画として策定します。

老人福祉計画と介護保険事業計画の関係図

春日井市高齢者総合福祉計画

老人福祉計画

介護保険事業計画

なお、平成20年4月、老人保健法における老人保健計画の規定が廃止されたことに伴い、第4次計画では「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体のものとして「春日井市高齢者総合福祉計画」と位置づけています。

4 計画目標年度と期間

第4次計画の目標年度は、平成26年度です。また、計画の期間は平成21年度から23年度までの3年間です。

18年度 19年度 20年度 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度

第3次計画期間

第4次計画期間

第5次計画期間

中間段階の位置づけ

なお、第4次計画は、第3次計画において本市が設定した平成26年度の目標に至る中間段階の位置づけという性格を有しています。